

新宿経済研究所

Shinjuku Economic Research Institute

I F R S と金融危機

新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
okamoto@shinjuku-keizai.com

<目次>

【重要】当資料のご利用にあたって.....	3	② 区分変更の容認.....	18
1 会計基準と財務諸表.....	4	③ 2009年版IFRS9.....	19
(1) 会計基準の概要.....	4	④ 現状のIFRS9に基づく保有目的区分の状況.....	21
① 会計基準に準拠すべき法人形態.....	4	⑤ EFRAGエンドースメント.....	21
② JP-GAAPとは.....	4	(3) IFRS9と減損規定.....	22
③ 法人形態による特殊な会計基準の存在.....	6	① 償却原価法の適用.....	22
④ 会社の規模等に応じた「指針・要領」.....	6	② ECLの計上.....	22
(2) 企業会計の前提：「純資産直入」.....	7	③ BCBSによるガイダンス.....	23
① 「純資産の部」とは.....	7	3 金融危機と規制当局の対応.....	24
② 純資産直入処理について.....	7	(1) バーゼル規制とは？.....	24
(3) 会計基準の国際的調和.....	10	① バーゼル規制の沿革.....	24
① 国際的な会計基準.....	10	② 日本国内の取扱い.....	25
② わが国におけるIFRS.....	11	(2) バーゼルII規制.....	26
【コラム①】IFRSの性格と発音.....	12	① バーゼルII規制の構造.....	26
(4) 会計業界の現状.....	13	② 未実現損益の取扱い.....	27
2 金融危機と会計基準.....	14	③ バーゼルIIとわが国における金融危機対応.....	27
(1) 金融商品会計基準の体系.....	14	(3) バーゼルIIIの登場.....	28
① 有価証券の保有目的区分.....	14	① 主な金融規制の流れ.....	28
② 保有目的区分別の会計処理.....	15	② バーゼルIII規制における「自己資本」の定義.....	29
③ 保有目的区分と財務上の効果.....	16	③ IFRS9に対する牽制.....	29
④ 満期保有目的の「使い勝手」.....	17	【コラム③】キャピタル・アービトラージ...	30
(2) IFRS9の迷走.....	18	4 IFRSのわが国への影響.....	31
① 金融危機とIAS39.....	18		

【重要】当資料のご利用にあたって

【利用目的の限定】

当資料は、合同会社新宿経済研究所及び資料作成者（以下「当社等」）が当社の顧客に対する情報提供のために作成したものです。当社等は、当資料の執筆に当たり、入手し得る最新の情報等から万全の正確性を期して作成しておりますものの、規制内容の変更や見解の相違、あるいは当社等の理解不足等により、当資料に掲載された内容があらゆるケースに妥当しない場合もあります。したがって、当社等は、当資料に記載している内容、意見、その他の記述について、その正確性を保証するものではありません。当社等は、当資料のご利用によって生じたいかなる損害についても、賠償する責任を負いません。ご利用にあたっては、全て利用者の判断において、また、必要に応じて監督官庁、会計監査人、税務当局等のご協議や、金融・法務・会計・税務その他アドバイザーファーム等の社外専門家とご相談のうえで、適切にお取扱ください。

【無断複製・商用使用の禁止】

当社等はいかなる場合でも、当資料を直接・間接に入手した利用者に対して損害賠償責任を負うものではなく、当資料利用者の当社等に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されているものとします。また、著作権はすべて当社等に帰属します。商用、非商用等、その目的を問わず、当資料を無断で引用または複製することを禁じます。

【責任の限定】

当資料は、わが国における金融商品会計の概要について説明するものです。当資料に記載する内容の正確性については万全の注意を払っていますが、その一方で一切の誤謬が含まれていないことを保証するものではありません。また、会計方針の選択、業法の制約、その他個別の事情により、当資料に記載されている内容が妥当しない場合があります（図表0）。

■ 図表0 留意点と当資料の位置付け

留意点	概要	当資料の位置付け
法令・基準等の範囲	当資料でいう「法令・基準等」には、わが国の法律や政省令だけでなく、地方自治体の条例、国際条約、国内外の公的・民間団体等が公表する各種基準も含まれます。	当資料で引用する金融商品会計や金融規制については、法律・政省令にすべての規定が盛り込まれているとは限りません。
規定の解釈	法令・基準等の規定を実務に適用する際に、個別・具体的事例に照らして解釈が必要となる場合があります。	当資料では「私見」と明示した部分を除き、いかなる解釈を示すものではありません。
私見部分	当資料では「当社私見」などと称して当社見解を示していることがありますが、具体的な根拠が存在するとは限りません。	「当社私見」部分を利用する場合、その見解の利用者の責任において行われます。当社はそれにより生じる損害に対し一切の責任を負いません。
法令・基準等の動向	当資料で参照している法令・基準等については、原則として資料作成日時点のものです。	法令・基準等は改廃があり得るため、当資料作成日時点と利用時点で規定が異なる可能性があります。

1 会計基準と財務諸表

(1) 会計基準の概要

① 会計基準に準拠すべき法人形態

会社法第 431 条には「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されていますが、本書ではこれを「会計基準」と呼びます。会計基準は株式会社ではない法人形態にも適用されます（図表 1-1-1）。

■ 図表 1-1-1 会計基準に準拠すべき法人形態の例

法人形態	根拠法令の例	法令の規定文言
株式会社	会社法第 431 条	株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする
信用金庫及び同連合会	信用金庫法第 55 条の 2 第 1 項	金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
信用協同組合及び同連合会	協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 11 第 1 項	信用協同組合等の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
労働金庫及び同連合会	労働金庫法第 59 条の 2 第 1 項	金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
農林中央金庫	農林中央金庫法第 75 条	農林中央金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
農業協同組合及び同連合会	農業協同組合法第 50 条の 5	組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
漁業協同組合及び同連合会	水産業協同組合法第 54 条の 5	組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
相互会社	保険業法第 54 条	相互会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする
監査法人	公認会計士法第 34 条の 15 の 2	監査法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする

(出所) 法令

② JP-GAAPとは

当資料では、会社法第 431 条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（つまり「会計基準」）を、「日本の会計基準」という意味で、「JP-GAAP（GAAP: Generally Accepted Accounting Principles）」と表現することがあります。当資料で参照する「JP-GAAP」自体は、主に民間団体である財務会計基準機構（FASB）が運営する企業会計基準委員会（ASBJ）などが定める一連の基準をさすこととします。

ただし、この JP-GAAP は、全ての規定が単一の基準書に網羅的に記載されているものではありません。歴史的経緯もあり、現実には職能団体・官庁・有識者委員会等を含めた基準設定主体が公表した基準・実務指針・実務対応報告・業種別委員会報告等に加え、個別論点に関する報告書・Q&A等が「会計基準」を構成しています。これに加え、法人税法を初めとする税法・施行令・施行規則・解釈通達等の体系や、国税庁の公表する Q&A 等も、実質的に広義の会計基準の一部を構成しているという側面もあります。さらに、預金取扱金融機関に対しては、金融庁による「金融検査マニュアル」や「監督指針」、当局による各種規制なども、広い意味では業種別の「会計基準」の一部を構成しているという見方もできでしょう（図表 1-1-2）。

■ 図表 1-1-2 会計基準の設定主体の例

設定主体	本書略称	備考
企業会計基準委員会	ASBJ	公益財団法人財務会計基準機構が運営
日本公認会計士協会	JICPA	公認会計士の職能団体で協会内の各種委員会が実質的な基準設定に関与
金融庁企業会計審議会	企会審	過去には現在の ASBJ と同等の基準設定を担っていた時期もある
国税庁	—	一連の税法に関する体系を管轄している
金融庁	—	金融検査マニュアル等を通じて預金取扱金融機関等の監督を実施

(出所) 当社作成

また、ASBJによる基準の構造は、おおむね「企業会計基準」とこれに対応する「企業会計基準適用指針」、さらに個別論点等に関する「実務対応報告」から構成されています(図表 1-1-3)。

■ 図表 1-1-3 会計基準の設定構造の例(会計基準とそれに対応する適用指針の例)

論点	会計基準	適用指針
自己株式等	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(第1号)	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(第2号)
		その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(第3号)
一株利益	1株当たり当期純利益に関する会計基準(第2号)	1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(第4号)
役員賞与	役員賞与に関する会計基準(第4号)	—
純資産の部	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(第5号)	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(第8号)
株主資本	株主資本等変動計算書に関する会計基準(第6号)	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(第9号)
退職給付	退職給付に関する会計基準(第26号)	退職給付制度間の移行等に関する会計処理(第1号)
		退職給付に関する会計基準の適用指針(第25号)
ストック・オプション	ストック・オプション等に関する会計基準(第8号)	ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(第11号)
棚卸資産	棚卸資産の評価に関する会計基準(第9号)	—
金融商品	金融商品に関する会計基準(第10号)	その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(第12号)
		払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(第17号)
		金融商品の時価等の開示に関する適用指針(第19号)
関連当事者	関連当事者の開示に関する会計基準(第11号)	関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(第13号)
四半期開示	四半期財務諸表に関する会計基準(第12号)	四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(第14号)
リース取引	リース取引に関する会計基準(第13号)	リース取引に関する会計基準の適用指針(第16号)
工事契約	工事契約に関する会計基準(第15号)	工事契約に関する会計基準の適用指針(第18号)
連結	持分法に関する会計基準(第16号) 連結財務諸表に関する会計基準(第22号)	一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(第15号)
		連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(第22号)
セグメント	セグメント情報等の開示に関する会計基準(第17号)	セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(第20号)
資産除去債務	資産除去債務に関する会計基準(第18号)	資産除去債務に関する会計基準の適用指針(第21号)
賃貸等不動産	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(第20号)	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針(第23号)
企業結合	事業分離等に関する会計基準(第7号)	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(第10号)
	企業結合に関する会計基準(第21号)	
研究開発費	『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(第23号)	—
変更・誤謬	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(第24号)	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針(第24号)
包括利益	包括利益の表示に関する会計基準(第25号)	—
減損会計	—	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(第6号)

(出所) ASBJウェブサイト。なお、カッコ内は基準、適用指針の号数。「論点」は当社が設定したもの。ただし、現在のJP-GAAPの全てをASBJが設定している訳ではないため、論点によっては図表中に対応する基準等が欠落している場合がある

③ 法人形態による特殊な会計基準の存在

わが国では、法人や組織の形態、会計の利用目的等に応じて、J P - G A A Pとは異なる会計上の指針・基準等が設けられている場合があります（図表 1-1-4）。

■ 図表 1-1-4 業法等による「特別な会計基準」の例

組織形態	根拠法	法令規定とその適用
学校法人	私立学校振興助成法第 14 条第 1 項	同法上の補助金を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い財務計算に関する書類を作成しなければならない
独立行政法人	中央省庁等改革基本法第 38 条第 3 号、独立行政法人通則法第 37 条	原則として企業会計原則によるものとするが、総務省「独立行政法人会計基準研究会」が制度・財務構造等の特殊性を考慮して必要な修正を加えた独立行政法人会計基準を公表している
公益法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 119 条及び第 199 条等	「その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う」とされているが、内閣府公益認定等委員会が「公益法人会計基準」を公表している

（出所） 法令、総務省ウェブサイト等

④ 会社の規模等に応じた「指針・要領」

会社法第 431 条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（当資料の J P - G A A P）については、会社法本文でその具体的な範囲が指定されているわけではなく、各種業界団体や研究会などが、企業の規模等に応じて、何らかの「指針・要領」のようなものを定めているケースがあります（図表 1-1-5）。ただし、これらの「指針・要領」等を用いて会計処理を行ったとしても、それが会社法等にいう「J P - G A A P」としての適格要件を満たしているという保証はありません）。

■ 図表 1-1-5 特殊な会計「基準」

名称	位置付け	公表主体	備考
中小企業の会計に関する指針	「中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの。中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される」	日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体	この指針の利用が「望ましい」「推奨される」という記載は同指針に記載されている文言に過ぎない
中小企業の会計に関する基本要領	「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すもの」	中小企業庁「中小企業の会計に関する検討会」	「中小企業の会計に関する指針」との関係は不明
IFRS for SMEs	a self-contained Standard designed to meet the needs and capabilities of small and medium-sized entities (SMEs), which are estimated to account for over 95 per cent of all companies around the world	国際会計基準審議会 (IASB)	IFRS自体が空中分解の危機にある中で、少なくともわが国においては会社法上の「一般に公正妥当な」会計慣行であるとは認めがたい（当社私見）

（出所） 当社作成

(2) 企業会計の前提：「純資産直入」

① 「純資産の部」とは

金融商品会計基準には「純資産直入」などの特殊な概念も多く、これらを理解するためには貸借対照表の「純資産の部」の構造を把握しておく必要があります（図表 1-2-1）。

■ 図表 1-2-1 純資産の部の構造

	個別貸借対照表 (純資産の部)	連結貸借対照表 (純資産の部)	備考
	I 株主資本	I 株主資本	
	1 資本金	1 資本金	
	2 新株式申込証拠金	2 新株式申込証拠金	
	3 資本剰余金	3 資本剰余金	
	(1) 資本準備金		※1
	(2) その他資本剰余金		※1
	4 利益剰余金	4 利益剰余金	
	(1) 利益準備金		※1
	(2) その他利益剰余金		※1
	××積立金		※1
	繰越利益剰余金		※1
	5 自己株式	5 自己株式	
	6 自己株式申込証拠金	6 自己株式申込証拠金	
いわゆる 純資産直入項目	II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額	
	1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金	
	2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益	
	3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金	
		4 為替換算調整勘定	※2
		5 退職給付に係る調整累計額	※2
	III 新株予約権	III 新株予約権	
		IV 非支配株主持分	※2

(出所) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」第3項より当社作成。※1は連結財務諸表上、記載が省略される項目で、※2は連結特有の(個別財務諸表に存在しない)項目

このうち、個別貸借対照表の「II 評価・換算差額等」や連結貸借対照表の「II その他の包括利益累計額」の項目は、損益計算書上の「当期純利益」に含まれません。

② 純資産直入処理について

現在の企業会計では、時価評価される項目であっても、当期の損益として計上されるとは限りません。特に、金融商品会計を初めとする現在の企業会計を理解するうえでは、「純資産直入」「その他の包括利益」に対する理解が重要です(図表 1-2-2)。

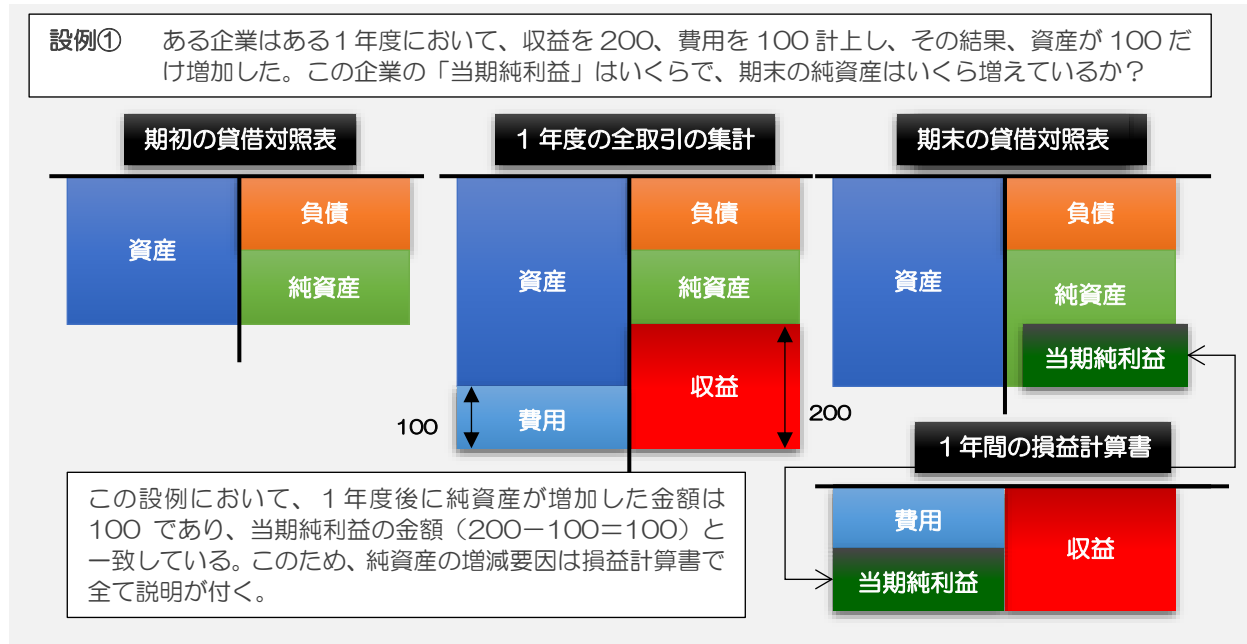
■ 図表 1-2-2 当期純利益と純資産直入/OCI

略称	意味合い	備考
P/L	時価評価差額等が当期の損益として処理される項目	原則として、「当期純利益」は損益計算書(P/L)の末尾に掲記されるため、「当期の損益」をP/Lと略す
OCI	時価評価差額等が当期の損益として処理されない項目であって、「純資産直入処理」または「その他の包括利益」に計上されるもの	「その他の包括利益」とは英文の“Other Comprehensive Income”の直訳であり、OCIとはその頭文字3字を略した用語

(出所) 当社作成

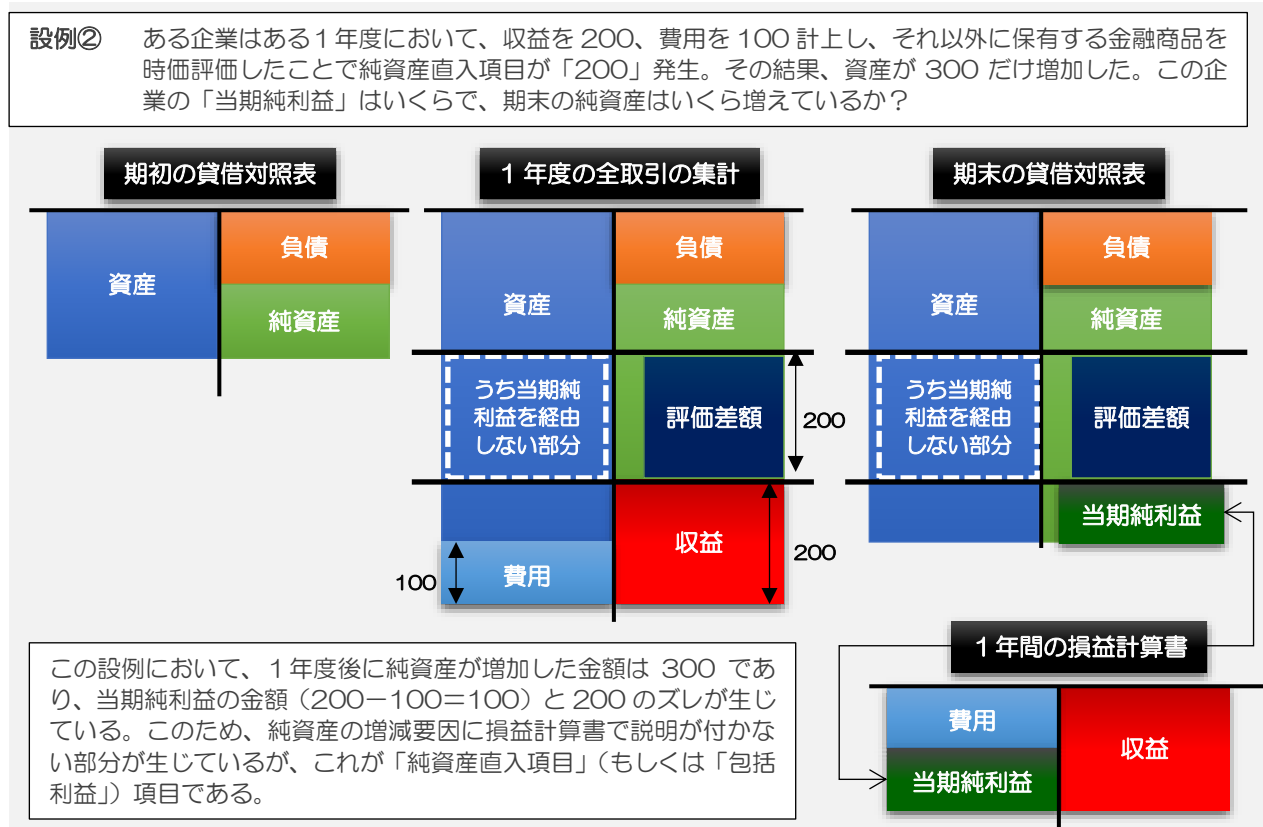
簡単な設例を利用して、「純資産直入」項目が存在しない場合と、発生した場合のそれぞれの事例を概観してみましょう（図表 1-2-3、図表 1-2-4）。

■ 図表 1-2-3 「純資産直入」が存在しない場合の設例



（出所） 当社作成

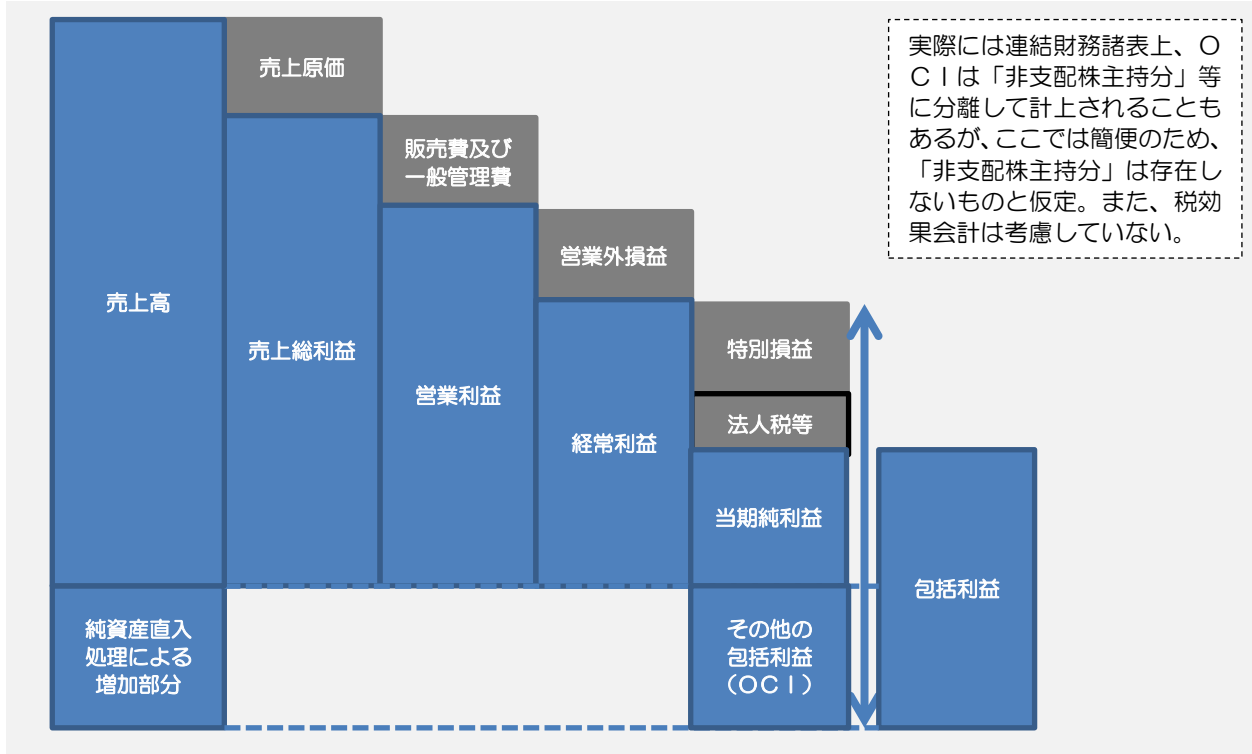
■ 図表 1-2-4 「純資産直入」項目が発生した場合の設例



（出所） 当社作成

企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」によると、「包括利益」とは、「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう」とされています（図表 1-2-5）。

■ 図表 1-2-5 当期純利益と包括利益（事業会社を前提）



(出所) 当社作成

(3) 会計基準の国際的調和

① 国際的な会計基準

会計基準は、日本でも諸外国でも、民間団体等が設定・公表しています（図表 1-3-1）。

■ 図表 1-3-1 他国の会計基準

団体等の名称	略称	所在	設定する基準	主な利用国
企業会計基準委員会	ASBJ	日本	JP-GAAP	日本
米国財務会計基準機構	FASB	米国	US-GAAP	米国
国際会計基準審議会	IASB	英国	IFRS	欧州を中心に広く採用されているものの、事実上のカーブ・アウト（良い所取り）が横行

（出所） 当社作成

このうち「国際財務報告基準」（IFRS）については欧州連合（EU）を中心に利用されていますが、世界各国（特に米国と日本）が無条件にIFRSを採用しているという状況にはありません（図表 1-3-2）。

■ 図表 1-3-2 主要国とIFRS

用語	上場会社へのIFRSの適用	備考
欧州連合（EU）	一定規模・要件を満たした企業はEUが認めたIFRSにより連結財務諸表を開示する義務がある	EU加盟国はEUが承認したIFRSを国内企業に対し適用を義務付けるか適用を任意で容認するかを選択肢を有する
日本	一定要件を満たした企業に対し金融庁が承認したIFRSを用いて連結財務諸表を開示することが容認される	IFRS、日本基準（JP-GAAP）、日本が修正した国際基準（Japan's Modified International Standards, JMIS）、US-GAAPが並立
米国	SECの定義する外国上場企業はIASBが発行したIFRSを利用して連結財務諸表を開示することが容認される	米国国内企業に対してはIFRSの適用は認められない（US-GAAPのみ）
香港	国内企業は原則として香港財務報告基準（HKFRS）・IFRSいずれかの開示が必要で、国外企業はIFRSの適用可能	HKFRSはIFRSを参考に香港で利用するために策定されている基準
シンガポール	国内企業は原則として国内会計基準（SFRS）により開示が必要だが、当局商人を条件にIFRSの採用も可能	外国企業はSFRS、IFRS、US-GAAPいずれかの選択適用が可能

（出所） 当社作成

会計基準の「国際的調和」を巡っては、いくつかの考え方が存在しています（図表 1-3-3）。

■ 図表 1-3-4 会計基準の「国際的調和」に対する考え方の例

用語	当資料の意味合い	日本の概況
コンバージェンス	複数の会計基準間の主要な差異を解消すること	ASBJとIASBが2007年に締結した「東京合意」は、中途半端な状態で2011年に（一応）「終了」
アドプション	上場会社などに限定し、一定要件を満たした会社にIFRS適用を容認または強制すること	金融庁は2011年、「全ての上場企業にIFRSを強制適用」する方針を実質的に放棄。任意適用要件を緩和し、IFRS採用企業数の積み上げを図る方針に転換
エンドースメント	特定国・地域がIASBの公表した基準を「丸呑み」せず、「個別承認」（良い所取り）すること	日本では「修正国際基準（JMIS）」なる「会計基準」が公表されたものの、どの程度の日本企業がこれを採用するかは不透明
コンドースメント	特定国がIFRSを自国の監視下において開発すること	日本の場合、IFRSについては「英文を和訳するだけ」の状況であり、コンドースメントには程遠いのが現況
ダイバージェンス	コンバージェンス、アドプションを停止すること	金融危機・欧州債務危機等に際し、その場しのぎ・非理論的な会計基準がIASBから相次いで公表されたことに加え、IASBとBCBSとの深刻な対立も存在している

（出所） 当社作成

② わが国における IFRS

わが国における IFRS を巡る議論をまとめておきましょう (図表 1-3-4)。

■ 図表 1-3-4 わが国における IFRS を巡る議論

2007年8月	<p>会計基準のコンバージョンに関する東京合意 ASBJとIASBは2011年6月までに会計基準のコンバージョンを達成することを目標に合意。なお、2011年6月時点において、IASB側で金融商品会計基準の見直しプロジェクトが迷走するなどしていたが、両団体はいくつかの分野を除き、コンバージョン手続きが終了したと一方的に宣言した。</p>
2009年6月	<p>金融庁・企業会計審議会による「中間報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定要件を満たした会社に対し、2010年3月期からの連結財務諸表についてIFRSの適用を容認する ● 将来的にわが国全ての上場会社にIFRSを強制適用することを検討すべき ● 強制適用すべきかどうかは2012年に判断し、強制適用する場合は2015年か2016年から全ての上場会社に適用
2011年6月	<p>自見庄三郎・金融担当大臣による「大臣談話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「中間報告」以降、国内外でさまざまな状況変化が発生（米欧のコンバージョン作業延期、産業界からの要望書の提出、東日本大震災の発生、IFRSを巡る国際的駆け引きの激化等） ● 少なくとも2015年3月期からの強制適用については考えていない ● 2016年3月期で使用終了とされた米国基準での開示は使用期限を撤廃
2013年6月	<p>金融庁・企業会計審議会による「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRSの任意適用要件を緩和し、IFRS任意適用社数の積上げを図るべき ● わが国におけるIFRSの強制適用については、未だその判断をすべき状況にない

(出所) 当社作成

現在のわが国では、上場会社においては、一定要件を満たす場合に複数の会計基準による連結財務諸表の作成が容認されています (図表 1-3-5)。

■ 図表 1-3-5 日本の上場会社の会計基準

区分		会計処理・税務処理	個別財務諸表	連結財務諸表
欧州		各国の会計・税務基準等	(開示義務なし)	IFRS
米国	米国企業	US-GAAP	(開示義務なし)	US-GAAP
	外国企業	(規定なし)	(開示義務なし)	US-GAAPかIFRS
日本	原則	JP-GAAP/法人税法等	JP-GAAP	JP-GAAP
	米国に上場する企業	JP-GAAP/法人税法等	JP-GAAP	JP-GAAPかUS-GAAP
	IFRS適用企業	JP-GAAP/法人税法等	JP-GAAP	IFRS
	JMIS適用企業	JP-GAAP/法人税法等	JP-GAAP	JMIS
	(参考) 非上場企業	JP-GAAP/法人税法等	JP-GAAP	(原則として開示義務なし)

(出所) 各種報道等より当社作成

なお、わが国で利用されている「IFRS」は、IASBが公表した基準がそのまますぐに利用されるのではなく、金融庁が「指定国際会計基準^{*}」として指定することにより初めて強制力を発揮します。

(※) 原文ママ。なお、IFRSとは“International Financial Reporting Standards”であるため、当資料では「国際会計基準」ではなく「国際財務報告基準」の訳を利用することにしています。

【コラム①】 IFRSの性格と発音

わが国の場合、会社法第431条で「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されており、この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」が、俗にいう会計基準です。本論で触れたとおり、わが国においては事実上、企業会計基準委員会（ASBJ）が一連の基準を設定していますが、歴史的経緯や法的理由もあり、企業会計審議会や日本公認会計士協会（JICPA）、国税庁なども、事実上、会計基準の体系の策定に関与しています。そして、「わが国において一般に公正妥当な会計基準」を、当資料では「JPGAAP」と略していますが、米国の会計基準（当資料でいう「US-GAAP」）と同様、会計処理の方法から開示規則までを細かく定めたルールを意味します。

一方、IFRSとは会計基準そのものではなく、あくまでもその本質は「Financial Reporting Standards」、すなわち「財務報告基準」です。したがって、本来であれば「国際財務報告基準」と称すべきです。しかし、IFRSを「国際会計基準」と誤訳する事例が多く、特に金融庁自身が「指定国際会計基準」という誤訳を利用しているため、わが国ではIFRSが「会計基準の一種である」と見られている事例が多いようです。なお、当資料では、原語に即し、特に必要がない限りは「国際財務報告基準」と訳しています。

ところでこの「IFRS」については、IASB自身が正式な読み方を公表していません。そこで、どのように発音するのかについて、当社は独自調査を行っております（図表1-3-6）。

■図表 1-3-6 What is IFRS?

読み方	出所?	備考
アイファース アイファーズ	「週刊ダイヤモンド」(2009年10月30日号)が「まるわかりIFRS」という特集記事を組んだ際にカタカナで「アイファース」と併記?	英語的には「アイ」+「F」という単語は不適切な表現を連想させるものとして忌避されているという指摘も（当社調べ）
アイファス	上記「アイファース」の変形?	
いふああす	上記「アイファース」の「I」を「イ」と発音したものは?	英語圏で「いふああす」(/ifaasu/)という発音が存在するかどうか確認できない
アイエファーレス	IFRSをそのまま読んだもの	英語圏では最も一般的な発音（当社調べ）
イフルス	IFRSをローマ字風に読み替えたもの	「イフルス」という読みは当社以外では確認できない

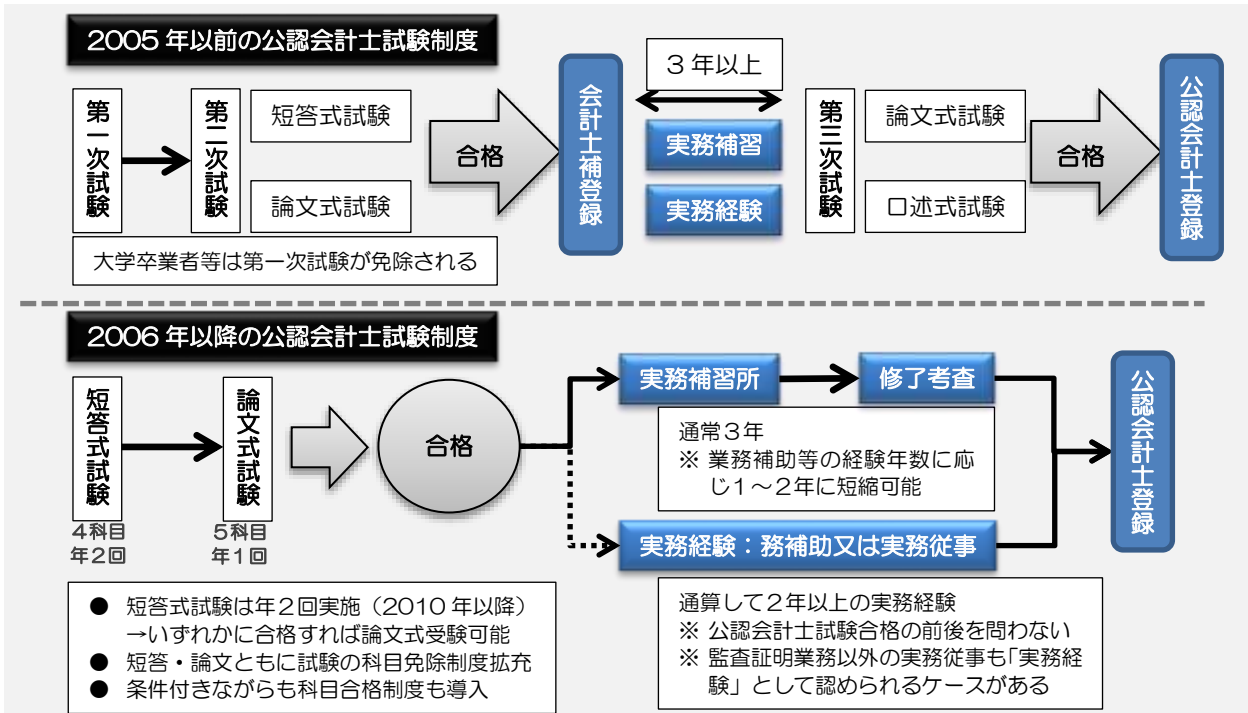
（出所） 当社作成

わが国においては「IFRS」を「いふああす」/ifaasu/と発音する人も多いようですが、「FRS」を「ファース」と英語風に発音するなら「I」の部分は「アイ」と英語風に発音すべきですし、「I」を「イ」と読むならそれは英語ではなく、従って「FRS」部分は「フルス」と呼ぶべきです。したがって、英語論の立場からは、「IFRS」を「いふああす」と発音することは**明確な誤り**と判断して良いでしょう。

(4) 会計業界の現状

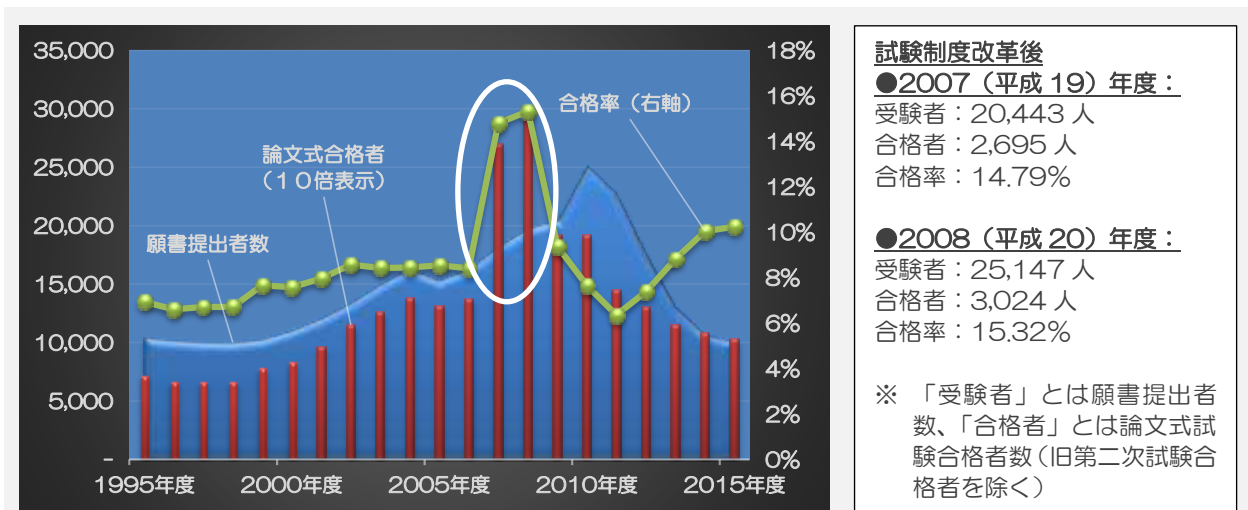
わが国では、公認会計士試験制度は2006年より変更され（図表1-5-1）、合格者の数も一時増加していました（図表1-5-2）。

■ 図表1-5-1 公認会計士試験制度改革の概要



（出所） 当社作成。なお、この図表は「受験案内」ではありません。公認会計士試験の受験や開業登録などを希望する場合は、金融庁、日本公認会計士協会、各種受験予備校等にお問い合わせください。

■ 図表1-5-2 公認会計士試験受験者・合格者数の推移



（出所） 公認会計士・監査審査会ウェブサイト「平成27年度公認会計士試験合格者調」より当社作成。なお、願書提出者数、論文式合格者数、合格率はいずれも旧公認会計士第二次試験合格者を含まない

2 金融危機と会計基準

(1) 金融商品会計基準の体系

① 有価証券の保有目的区分

日本の金融商品会計基準では、資産として保有する有価証券はいくつかの保有目的区分に分類することが求められています（図表 2-1-1）。

■ 図表 2-1-1 有価証券の保有目的区分（日本基準）

保有目的区分	根拠規定	定義	処理の概要
売買目的有価証券 （売買）	基準第 15 項、実務指針 第 68 項～第 71 項等	時価の変動により利益 を得ることを目的とし て保有する有価証券	貸借対照表日における時価をもって貸 借対照表価額とし、評価差額は当期の損 益として処理する
満期保有目的の債券 （満期）	基準第 16 項、実務指針 第 68 項～第 71 項等	満期まで所有する意図 をもって保有する社債 その他の債券	取得原価をもって貸借対照表価額とす るが、債券を額面と異なる金額で取得し た場合、それが金利調整と認められる場 合には償却原価法で処理する
子会社株式及び関連 会社株式（子・関連）	基準第 17 項	子会社・関連会社に対 する投資等	個別財務諸表上は取得原価をもって貸 借対照表価額とする
その他有価証券 （その他）	基準第 18 項、実務指針 第 72 項～第 75 項等	上記以外の有価証券	貸借対照表日における時価をもって貸 借対照表価額とし、時価と取得原価の差 額、又は時価と償却原価との差額をその 他有価証券評価差額金として認識する
保険業における責任 準備金対応債券	第 21 号報告	（保険業のみに容認さ れる特例的な区分）	償却原価法（第 21 号報告）により処理 するほか、特有の取扱いが認められる

（出所） 各種会計基準より当社作成。「保有目的区分」欄のカッコ書きは当資料内で使用する略語

保有目的による区分は、通常、取得時に行い、また、保有目的区分の変更は一定の場合を除いて原則として認められません（図表 2-1-2）。

■ 図表 2-1-2 日本基準における保有目的区分の変更

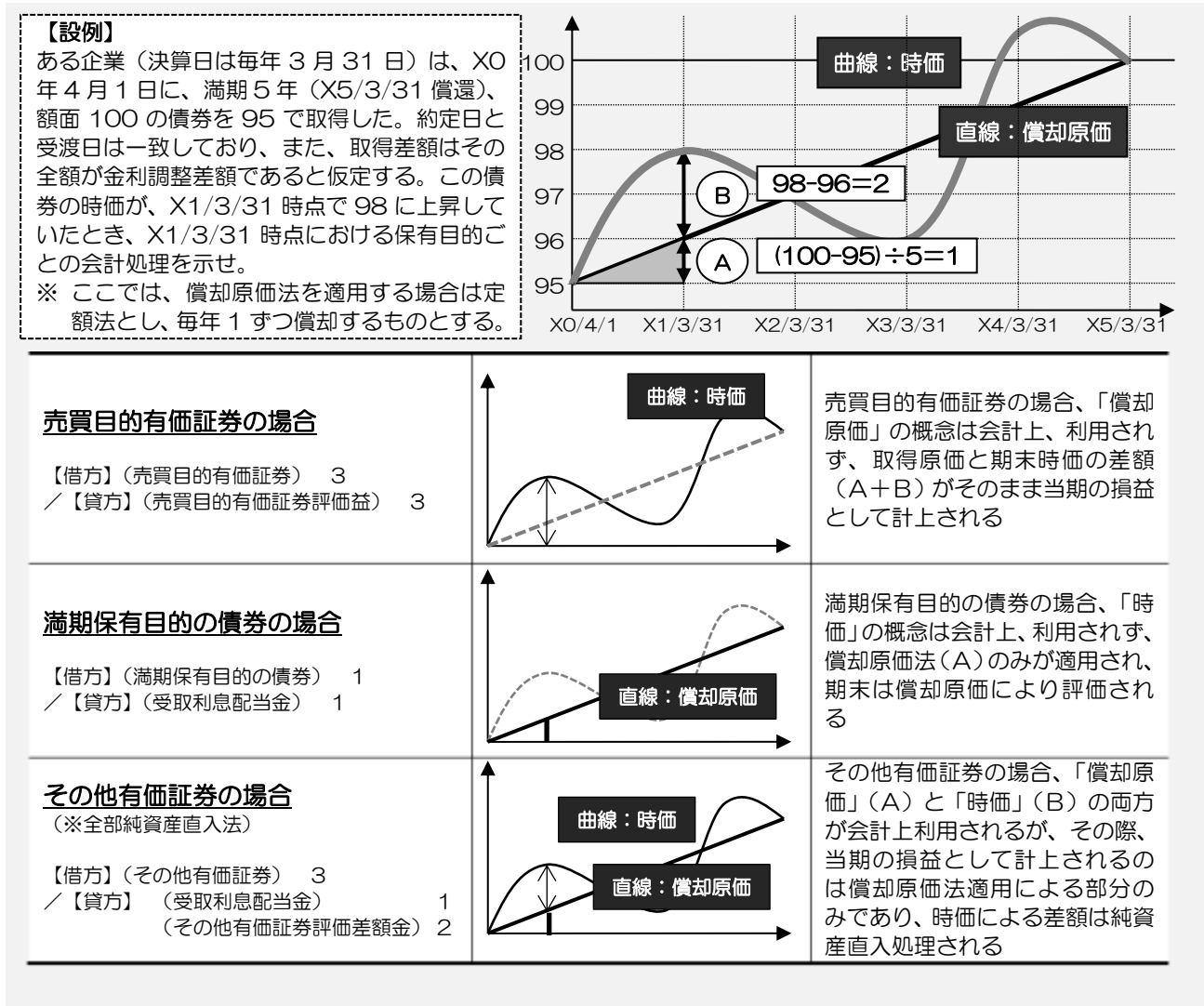
変更前	変更後	変更できる場合、または変更しなければならない場合	実務指針
満期	売買 その他	「テインティング規定」により全ての満期保有目的の債券を振り替える場合と、正当な理由により一部の銘柄のみ振り替える場合がある	第 83 項 第 84 項
売買	その他	資金運用方針の変更や法令・基準等の改正・適用による有価証券のトレーディング業務の廃止	第 85 項
その他	売買	資金運用方針の変更や法令・基準等の改正・適用による有価証券のトレーディング業務の開始、頻繁な有価証券の売買が客観的に認められる場合	第 86 項
売買	子・関連	株式の追加取得等による持分比率の変動	第 87 項
その他	子・関連	株式の追加取得等による持分比率の変動	第 88 項
子・関連	売買 その他	株式の売却等による持分比率の変動	第 89 項
売買 その他	満期	（このような変更は認められない）	—

（出所） 当社作成

② 保有目的区分別の会計処理

日本基準を前提として、金融商品の保有目的区分別の会計処理の事例を概観してみましょう。ここでは、大きく分けて債券の場合（図表 2-1-3）と債券以外の場合（図表 2-1-4）を紹介します（なお、ここでは税効果会計を考慮していません）。

■ 図表 2-1-3 債券の会計処理例



（出所） 当社作成

■ 図表 2-1-4 債券以外の金融商品

設例：ある3月末決算の企業は、×1年4月1日に時価のある株式を100の取得原価で取得した。×2年3月31日時点でこの株式の時価は150に上昇していた。この時の保有目的区分ごとの会計処理を示せ。

区分	借方	貸方	備考
売買	売買目的有価証券 50	売買目的有価証券評価益 50	評価差額を当期の損益に計上
子・関連	(仕訳なし)		個別財務諸表上、評価を行わない
その他	その他有価証券 50	その他有価証券評価差額金 50	評価差額を純資産直入処理

（出所） 当社作成

③ 保有目的区分と財務上の効果

保有目的区分に応じた有価証券の会計処理をまとめると、図表 2-1-5 の通りです。

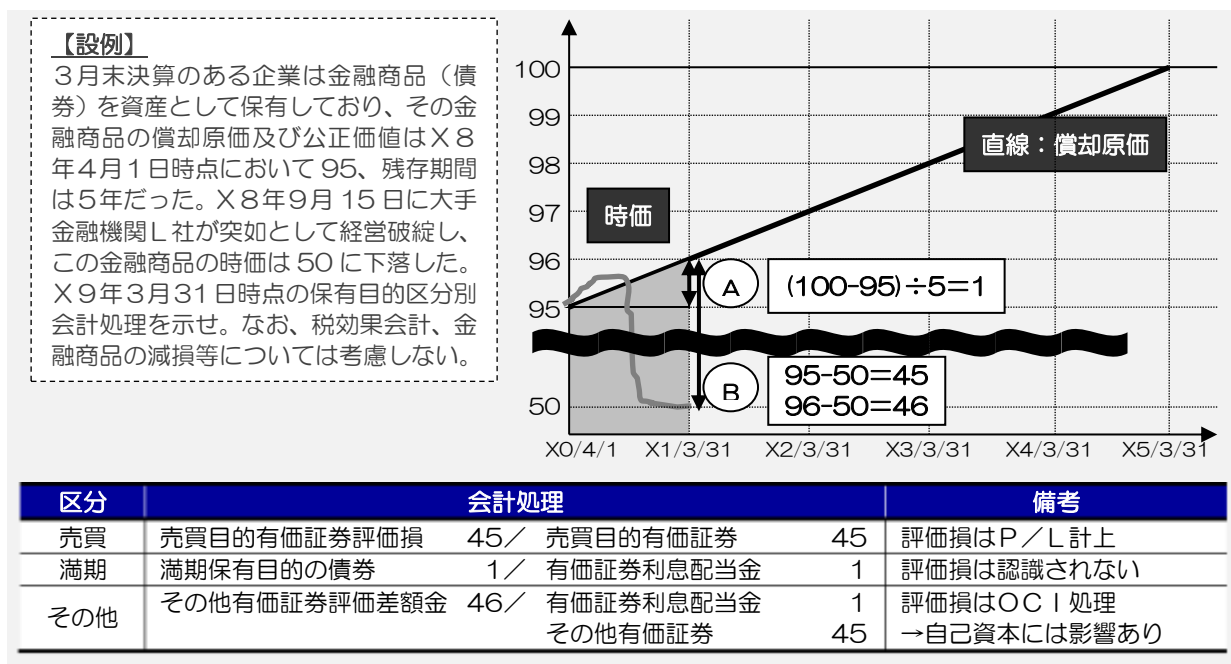
■ 図表 2-1-5 金融商品ごとの会計処理

区分	債券の場合	株式の場合	投資信託等の場合
売買	時価評価し評価差額を当期の損益として処理	時価評価し評価差額を当期の損益として処理	時価評価し評価差額を当期の損益として処理
満期	償却原価法を適用	—	償却原価法を適用
子・関連	—	個別財務諸表上は取得原価により評価し、連結財務諸表上は資本連結又は持分法を適用	—
その他	償却原価法を適用したうえで時価評価差額を純資産直入処理	時価評価差額を資産直入処理	時価評価差額を純資産直入処理

(出所) 当社作成

これを踏まえて、仮に「保有する金融商品の時価が急激に下落した場合」の「財務上の効果」を、保有目的区別に検討してみましょう (図表 2-1-6)。

■ 図表 2-1-6 資産下落時の財務上の効果



(出所) 当社作成

すなわち、仮に金融商品（有価証券・債券）を「満期保有目的の債券」として保有していた場合、その金融商品の急激な市場価格変動については、会計上、当期の損益・OCIいずれにも計上されないこととなります (図表 2-1-7、ただし減損ルールが適用される場合を除く)。

■ 図表 2-1-7 P/L、純資産への影響

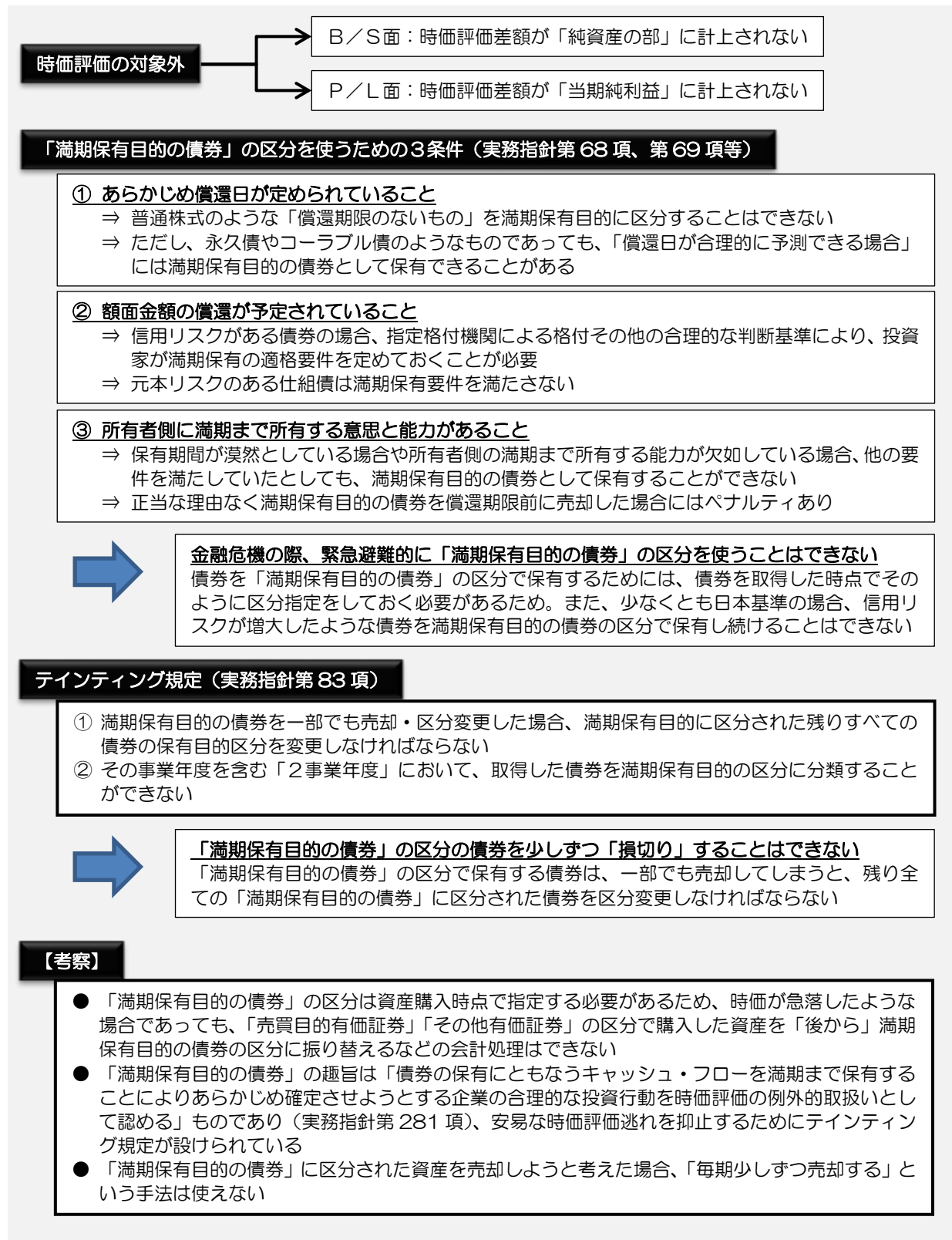
区分	当期純利益への影響	純資産の部への影響
売買	あり： 売買目的有価証券は評価損益が当期の損益として処理されるため	あり： 売買目的有価証券は評価損益が当期の損益として処理されるため
満期	なし： 有価証券の時価は会計上認識されない	なし： 有価証券の時価は会計上認識されない
その他	なし： その他有価証券の評価差額は当期の損益として処理されない	あり： 評価差額は「純資産直入 (OCI) 処理」により純資産の部に計上されるため

(出所) 当社作成

④ 満期保有目的の「使い勝手」

「満期保有目的の債券」の保有目的区分に関する特徴をまとめておきましょう（図表 2-1-8）。

■ 図表 2-1-8 「満期保有目的の債券」の特徴（日本基準の場合）



（出所） 当社作成

(2) IFRS 9の迷走

① 金融危機とIAS 39

2008年9月に発生した金融危機以前において、IFRSの金融商品会計基準は「IAS 39」が用いられていました。IAS 39における保有目的区分は図表 2-2-1 の通りです。

■ 図表 2-2-1 IAS 39の3つの保有目的区分

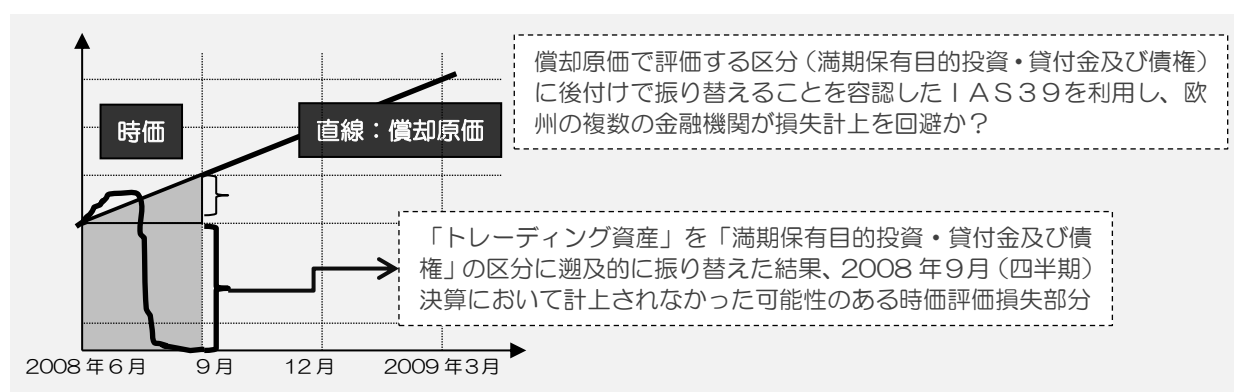
IAS 39の保有目的区分	会計処理	わが国の会計基準
トレーディング・公正価値オプション	公正価値評価・P/L 処理 (FVPL)	売買目的有価証券
売却可能金融商品 (AFS)	公正価値評価・OCI 処理 (FVOCI)	その他有価証券
満期保有目的投資・貸付金及び債権	償却原価評価	満期保有目的の債券

(出所) IAS 39及び日本の金融商品会計基準より当社作成

② 区分変更の容認

2008年10月13日、IASBは「デュー・プロセス」を無視し、IAS 39を突然「改訂」。トレーディング勘定において保有する金融資産を「満期保有目的投資・貸付金及び債権」の区分に変更することを容認しました (図表 2-2-2)。

■ 図表 2-2-2 【想像図】不良資産の区分変更の容認



(出所) 2008年10月～11月の各種報道資料より当社作成

これを受けて、たとえば英フィナンシャル・タイムズ紙 (the Financial Times, FT) の2008年10月31日付記事では、ある欧州の大手金融機関が次の会計処理を行ったと報じられています。

“(銀行名) reclassified almost €25bn (\$32.4bn) of assets as loans that it will now hold until maturity, including €7.1bn of funded leveraged finance loans - which the bank had intended should be sold on - and €9.7bn in asset-backed commercial paper conduits.”

(仮訳)「●●(銀行名)は約250億ユーロ(324億ドル)分の資産を満期まで保有する貸付金として区分変更した。これらの中には、同行が売却を意図していた71億ユーロ相当のファンデッド・レバレッジド・ローンや97億ユーロ相当のABC P導管体も含まれている。」

③ 2009年版IFRS 9

IASBは2009年11月12日に、「金融商品会計基準の簡素化」と称してIFRS第9号「金融商品」を公表し、IAS 39の3つの保有目的区分を4つに簡素化すると公表しました(図表2-2-3)。

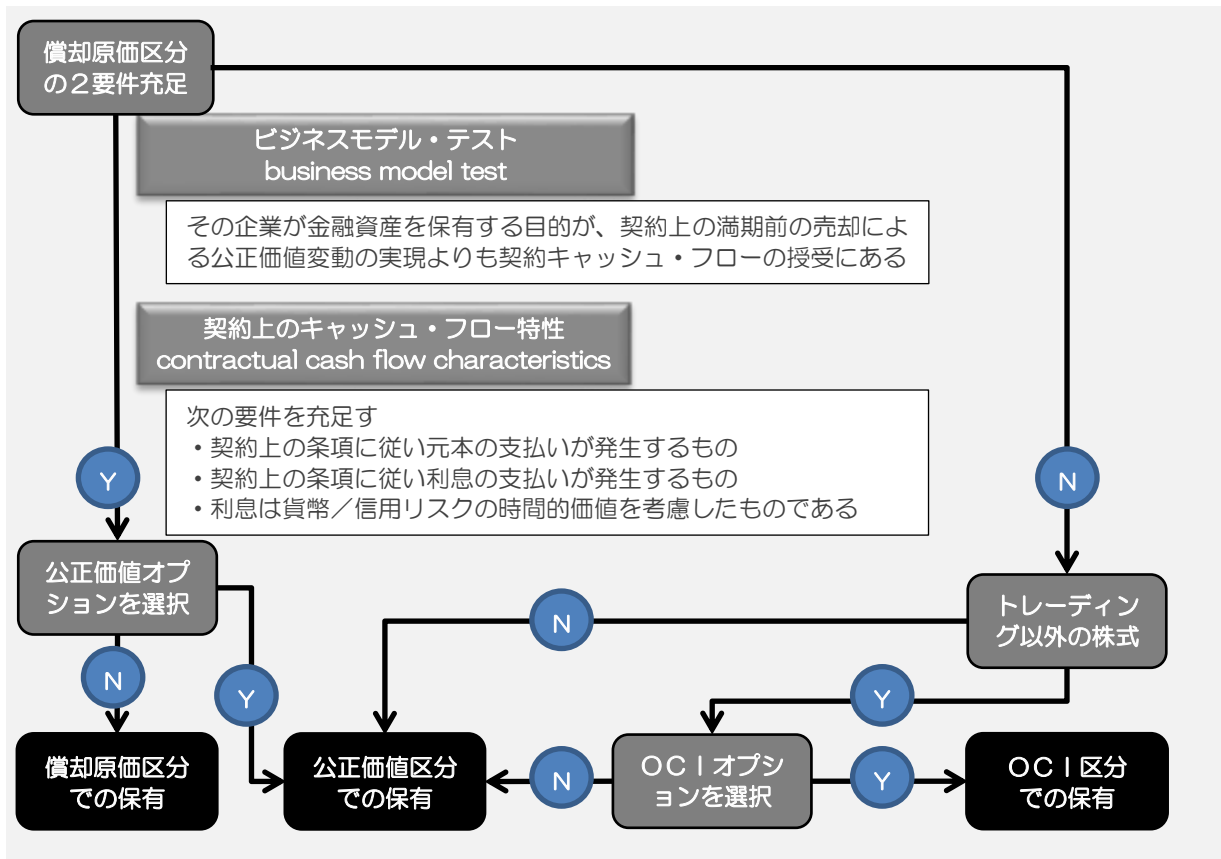
■ 図表2-2-3 IFRS 9の当初の区分：3つの区分を4つに「簡素化」

区分	会計処理	備考
償却原価区分	償却原価評価	ビジネスモデル要件とキャッシュ・フロー要件を満たす必要がある
公正価値オプション	FVPL	本来、償却原価区分となる金融商品を経営者の恣意により選択可能
OCIオプション	FVOCI	トレーディング以外の資本証券(株式等)に適用可能だが売却損益を含めて何故か全てOCIの区分に計上されてしまう
公正価値区分	FVPL	上記以外の全ての金融商品。非上場株式も何故か時価評価の対象に

(出所) 2009年版IFRS 9より当社作成

IFRS 9自体、3つのフェーズ(保有区分及び測定、減損、ヘッジ会計)に分けてプロジェクトが進行し、2009年に保有目的区分のみ先行して公表されたものですが、保有目的区分の考え方は極めて複雑です(図表2-2-4)。

■ 図表2-2-4 難解・複雑怪奇な保有目的区分



(出所) 2009年版IFRS 9より当社作成

金融商品ごとにその保有目的区分を概観すると、おおむね図表 2-2-5 の通りです。

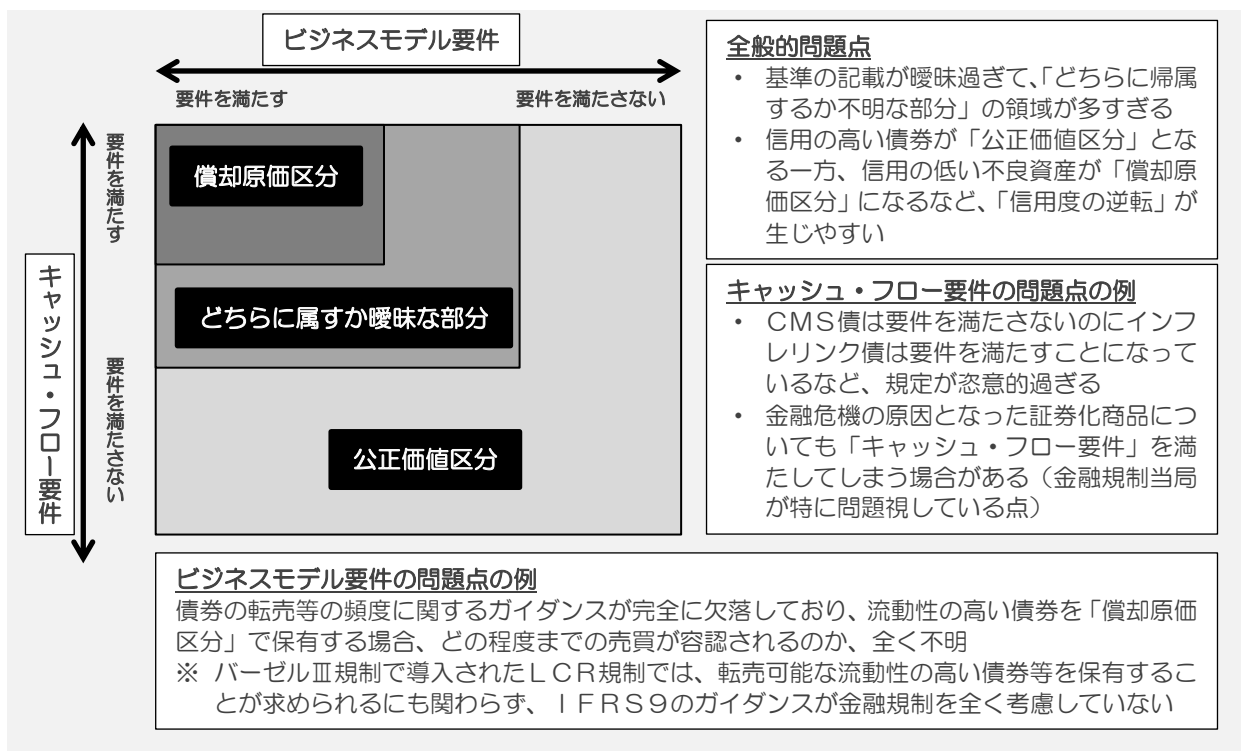
■ 図表 2-2-5 代表的な金融商品の会計処理

商品区分	区分	当社の考える影響
クレジット関連商品	償却原価区分	金融危機により損失を蒙ったクレジット関連商品について、時価会計を回避しつつ「テイティング規定」を排除することで「いつでも売却できる」状態にする？
株式	公正価値区分 OCI オプション	全面的な時価会計に移行（なぜか非上場株式も時価会計に）。なお、「OCI オプション」を選択すると、株式の売却益までが（なぜか）OCI に計上されてしまうという不具合が発生する
仕組債	公正価値区分	信用リスクの極めて低い債券（例：変動利付国債）は IFRS 9 にいう「償却原価区分」の要件を満たさないため、信用リスクが低いにもかかわらず時価会計の適用対象となる
証券化商品	償却原価区分 公正価値区分	証券化商品であっても「ルック・スルー」アプローチの結果、当該金融商品から発生するキャッシュ・フローが「キャッシュ・フロー要件」を充足していれば償却原価区分での保有が可能

（出所） 2009 年版 IFRS 9 より当社作成

特に、IFRS 9 においては「償却原価区分」の決定について大きな問題が存在します（図表 2-2-6）。

■ 図表 2-2-6 償却原価区分の問題点



（出所） 当社作成

ただ、2009 年の IFRS 9 については、結局のところ、欧州規制当局である「欧州財務報告アドバイザー・グループ」(European Financial Reporting Advisory Group, EFRAG) が 2009 年時点において承認（エンドースメント）を見送ったため、金融危機の震源地である欧州で 2009 年版 IFRS 9 の保有目的区分を用いて財務報告を行った事例は、当資料作成日に至るまで、発見されていません。

④ 現状のIFRS 9に基づく保有目的区分の状況

当資料作成時点で入手し得るIFRS 9によれば、IAS 39の3つの保有目的区分を5つに簡素化するものとなっています(図表 2-2-7)。

■ 図表 2-2-7 IFRS 9 : 3つの区分を5つに簡素化

区分	会計処理	備考
償却原価区分	償却原価評価	キャッシュ・フロー要件を満たした上で、ビジネスモデル次第でどちらかの区分を事実上選択適用することが可能になってしまう
OCI区分	FVOCI	
公正価値オプション	FVPL	償却原価・OCI区分となる金融商品を経営者の恣意により選択可能
OCIオプション	FVOCI	トレーディング以外の資本証券(株式等)に適用可能だが売却損益を含めて何故か全てOCIの区分に計上されてしまう
公正価値区分	FVPL	上記以外の全ての金融商品。非上場株式も何故か時価評価の対象に

(出所) 現時点のIFRS 9より当社作成

⑤ EFRAGエンドースメント

IFRS第9号(2014年7月版)については、2018年以降の発効を予定しています。これについて「欧州財務報告アドバイザー・グループ」(EFRAG)は2016年6月27日付の「ARC投票」により、IFRS 9を承認。同ウェブサイトによると、2016年第IV四半期中の承認(endorsement)が予想されるとしています。

【コラム②】IFRSと保有目的区分

IASBはIFRSにおける金融商品会計に関する会計基準である「IAS 39」を変更し、「トレーディング目的」等の区分で保有する金融商品を「満期保有目的及び貸出金・債権の区分」に、2008年7月1日に遡って区分変更しても良いとする条項を、デュー・プロセス等を見送って2008年10月13日に突如、追加しました。

当時の様々な報道によれば、同年9月15日に発生した「リーマン・ショック」により、欧州の金融機関が巨額の不良資産を抱え込んだことを受けて、IASBは緊急避難的にこのような会計基準を認めたものとされました。ただ、この緊急避難的な会計基準の改定は、IFRSの国際的な財務報告基準としての信頼が失墜しただけでなく、リーマン・ショックから数年を経過してもなお、欧州の金融機関が信用不安を抱えている原因の一つである可能性もあります。

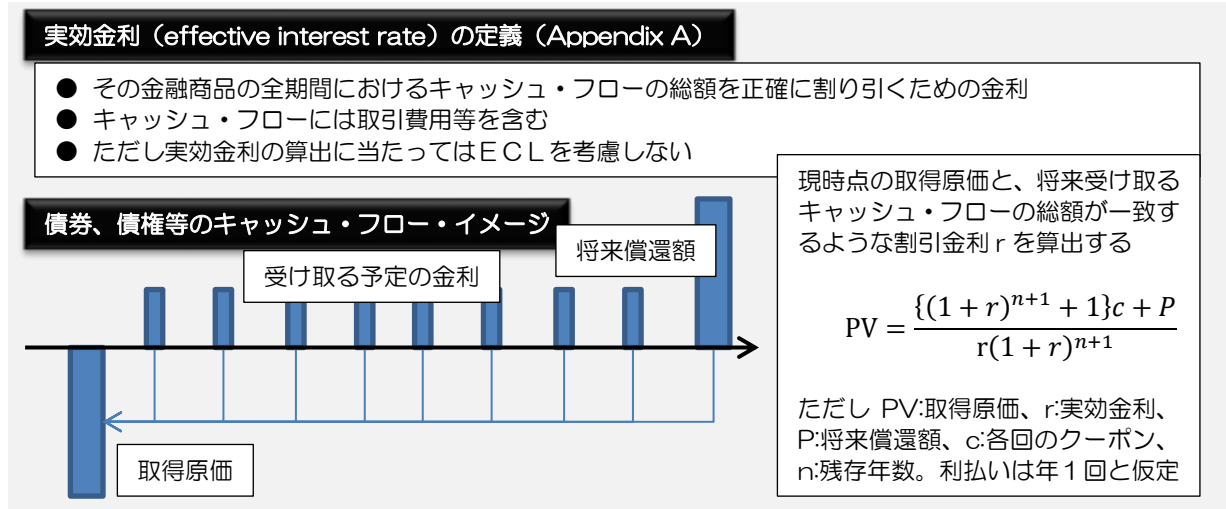
また、当時「東京合意」に基づくIFRSとの「コンバージェンス」を至上命題に掲げていたわが国でも、企業会計基準委員会が2008年12月5日付で「実務対応報告第26号 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表。2010年3月末までの期間限定で、保有する売買目的有価証券やその他有価証券を満期保有目的の債券に振り替えることができることとしました。ただ、この会計基準を巡っては、企業会計基準委員会の委員の中から「経済環境の変化に応じて緊急避難的に会計基準を変更することは、会計基準設定主体への信頼性を著しく損なう」恐れがあるとの指摘が出たと明記されています。

(3) IFRS 9 と減損規定

① 償却原価法の適用

償却原価法が適用される金融商品については、実効金利法 (effective interest method) により測定することとされています (同 5.4.1/Appendix A 等。図表 2-3-1)。

■ 図表 2-3-1 実効金利法



(出所) IFRS 9より当社作成。ただしキャッシュ・フロー図と数式は当社作成

② ECL の計上

IFRS 9によると、「予想信用損失」 (expected credit losses) を認識する必要があります (同 5.5.1 項、図表 2-3-2)。

■ 図表 2-3-2 予想信用損失 (ECL) の計上

<p>ECL の計上対象【抄】(5.5.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 償却原価区分で測定される資産 ● OCI 区分で測定される資産 ● リース債権 (lease receivable) ● IFRS 15 に定める「契約資産」 (contract assets) ● ローン・コミットメント、保証契約 (公正価値オプションが適用されるものを除く) 	<p>信用リスク増大時 (5.5.3)</p> <p>財務報告日において、その金融商品に関する「全期間予想信用損失」 (lifetime expected credit losses) が当初認識時点より著しく増大した場合、引当金 (loss allowance) を計上する必要がある</p>
	<p>信用リスク非増大時 (5.5.5)</p> <p>財務報告日において、その金融商品の信用リスクが当初認識時点と比べ著しく増大したといえない場合、今後 12 か月分の予想信用損失 (12-month expected credit losses) を計上する</p>

用語	原文	仮訳
全期間予想信用損失 lifetime ECL (LCL)	The expected credit losses that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.	その金融商品の全残存期間における全てのデフォルト・イベントにより発生する予想信用損失
12 か月分の予想信用損失 12-month ECL	The portion of lifetime expected credit losses that represent the expected credit losses that result from default events on a financial instrument that are possible within the 12 months after the reporting date.	決算日以降 12 か月間におけるその金融商品のデフォルト・イベントによって発生する、全期間予想信用損失の一部

(出所) IFRS 9より当社作成。なお、日本語訳は当社によるもので、IASB の承諾を得ているものではない

③ BCBSによるガイダンス

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2015年12月時点で“Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses”（金融庁仮訳「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」）と称するガイダンスを公表しています（図表2-3-3）。

■ 図表2-3-3 BCBSガイダンス

ガイダンスの位置付け

規制当局が予想信用損失（ECL）会計の適用について留意すべき原則を10個示し、あわせてIFRS 9を利用している法域の規制当局者・銀行に対して、IFRS 9に定めるECLアプローチの実務上の留意点を付属文書（Appendix）の中で示すもの



IFRS 9のエンドースメントを直接に禁止する規定は設けられていないものの、事実上、IFRS 9のECLアプローチに対する金融規制当局としての「不信任」と見るべきか？（当社私見）

（出所） BCBSガイダンスより当社作成

BCBSはIFRS 9によるECL規定を強く問題視しており、IFRS 9の利用そのものを禁止する規定こそ設けていませんが、細かい部分に渡って追加ガイダンスを設けています（図表2-3-4）。

■ 図表2-3-4 BCBSによるガイダンス

問題点	問題点の例	BCBSのガイダンス
12カ月ECLによる引当計上 (Appendix A3等)	IFRS 9上、「信用リスクが著しく増大していない」場合に引当金を計算する際の「12カ月ECL」	「12カ月」を用いることは容認しているものの、引当金の計上要因は「デフォルト」に限定されるべきではなく、「キャッシュ・ショートフォール」をも含めるべきだと指摘。あわせてIFRS 9における「デフォルト」の定義の欠如を受け、銀行に対し、バーゼルⅡテキスト上の「デフォルト」規定を利用するように勧奨
著しい信用リスクの増大 (Appendix A13～)	減損規定が適用される「信用リスクの著しい増大」規定の適用を巡る問題点	全期間信用損失（LCL）を認識すべきかどうかを判断するにあたり、その銀行が「強いガバナンス、システム、コントロール」を介在させなければならないと強調。IFRS 9とは別に、BCBSがAppendix 13以降A44に至るまでのガイダンスを設けている
実務上の適切性	IFRS 9の規定の読み方等	IFRS 9に「過度のコストと努力なしに入手できる情報を基に判断する」などの下りがあるが、BCBSとしてはこれらの条項を「厳格に」解さないことを求めている

（出所） BCBS公表物より当社作成

3 金融危機と規制当局の対応

(1) バーゼル規制とは？

① バーゼル規制の沿革

銀行を初めとする預金を取り扱う金融機関（いわゆる「預金取扱金融機関」）は、民間企業でありながらも、一般大衆から預金を受け入れ、貸出金や有価証券といった投融资を通じて信用創造を行うとともに、為替・振替等の決済システムの一翼を担っています。このため、預金取扱金融機関は、決済機能という社会インフラを担っているだけでなく、いわば経済を成長させる「リスク・テイカー」の機能も有する、社会的に重要な存在です（図表 3-1-1）。

■ 図表 3-1-1 預金取扱金融機関の三大機能

機能	説明	銀行法の根拠規定
受信機能	預金または定期積金の受入	第2条第2項第1号
与信機能	資金の貸付け、手形の割引	第2条第2項第2号
決済機能	為替取引	第2条第2項第3号

民間企業でありながらも受信・与信・決済の「三大機能」を担う、社会的に重要な存在

(出所) 当社作成

また、経済・社会のグローバル化に伴い、預金取扱金融機関が経営破綻した場合、その影響は国境を越えて容易に世界中に伝播しかねません。実際に、ラテンアメリカの不良債権問題によって米国を中心とした金融危機が発生した経験もあります。このため、スイス連邦バーゼル市に本部を置く国際決済銀行 (Bank for International Settlements, BIS) の中に事務局を置く「バーゼル銀行監督委員会」(Basel Committee on Banking Supervision, BCBS) は、預金取扱金融機関の経営の健全性を確保させるために、国際的に活動する銀行を対象とした世界共通の基準を定め、公表しています（図表 3-1-2）。

■ 図表 3-1-2 バーゼル規制の沿革

時期	内容	備考
1988年7月	バーゼル自己資本合意の公表	のちに「バーゼルⅠ」と俗称される
1992年12月	バーゼル自己資本合意の経過措置終了	—
1997年12月	マーケット・リスク規制実施	日本では1998年3月末から
1999年7月	バーゼル自己資本合意改訂の第一次市中協議案	いわゆる「バーゼルⅡ」、あるいは「新BIS」
2004年6月	バーゼルⅡ最終規則公表	—
2007年1月	バーゼルⅡ適用開始	日本では2007年3月末から
2009年7月	バーゼル2.5公表	—
2009年12月	バーゼル規制に関する市中協議文書公表	のちの「バーゼルⅢ」
2010年12月	バーゼルⅢテキスト公表	—
2011年12月	バーゼル2.5適用開始	—
2013年1月	バーゼルⅢ段階適用開始	日本では2013年3月から。また、国内バーゼルⅢは2014年3月から

(出所) 「国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務」(中央経済社)等

② 日本国内の取扱い

いわゆる「バーゼル規制」とは、国際的な合意に基づいて“Bank”に対して適用されるものですが、この“Bank”の定義・範囲には、所在国によって細かい違いが存在します。当資料では便宜上、“Bank”の訳語として「預金取扱金融機関」を充てていますが、日本国内法で「バーゼル規制」が適用される主体を概観しておきましょう（図表 3-1-3）。

■ 図表 3-1-3 「バーゼル規制」が適用される金融機関と根拠法等

略称	業態	根拠法	金融庁等が定める自己資本告示
銀行告示	銀行	銀行法第 14 条の 2	銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
持株告示	銀行持株会社	銀行法第 52 条の 25	銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信金告示	信用金庫及び信用金庫連合会	信用金庫法第 89 条第 1 項	信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信組告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項	協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
労金告示	労働金庫及び労働金庫連合会	労働金庫法第 94 条第 1 項	労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
農中告示	農林中央金庫	農林中央金庫法第 56 条第 1 号	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
農協告示	農業協同組合	農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号	農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
漁協告示	漁業協同組合	水産業協同組合法第 11 条の 6 第 1 項第 1 号	漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
商中告示	株式会社商工組合中央金庫	株式会社商工組合中央金庫法第 23 条第 1 項	株式会社商工組合中央金庫法第 23 条第 1 項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
最終指定告示	一定要件を満たす証券会社	金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

（出所） 法令及び金融庁。なお、「略称」欄の呼称は当社が便宜上設定したもの。

以下、当資料においては、金融庁が設定するこれらの告示類を、「銀行告示」などと称することがあるほか、特に「銀行告示」については、単に「告示」と呼称することもあります。

(2) バーゼルⅡ規制

① バーゼルⅡ規制の構造

わが国でも2007年以降に適用が開始された「バーゼルⅡ」と呼ばれる規制は、「3本柱の規制」から構成されるものです(図表3-2-1)。

■ 図表2-3-1 バーゼルⅡの「3本柱」

区分	項目	内容
第1の柱	最低自己資本比率規制	リスク・アセットに対して一定水準以上の自己資本を維持することを義務付ける規制。強行法的な「側面から、「ハード・リミット」とも呼ばれる
第2の柱	金融機関の自己管理	市場リスク管理や大口与信等、信用リスクの枠組みでは補足しきれないリスクの把握・管理を金融機関の自己管理に委ねつつ、監督上の検証を加えるもの。アウトライヤー基準等は存在するものの、いわば「ソフト・リミット」としての位置付け
第3の柱	金融機関への市場規律	ディスクロージャーなどを通じて金融機関に対する市場の規律を確保する仕組み

(出所) 当社作成

自己資本比率の計算式は、図表2-3-2の通りです。

■ 図表2-3-2 バーゼル規制の相互関連

第1の柱

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{信用リスク・アセットの額} + \frac{\text{マーケット・リスク相当額}}{8\%} + \frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額}}{8\%}} \geq 8\% \text{ (国際)} \geq 4\% \text{ (国内)}$$

第2の柱のうち、「銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー規制」

$$\text{アウトライヤー比率} = \frac{\text{銀行勘定における金利リスクの額}}{\text{自己資本の額}} \geq 20\% \text{ (アウトライヤー銀行)} < 20\% \text{ (非アウトライヤー銀行)}$$

自己資本の額

会計上の「純資産の部」をベースとしつつも、バーゼルⅡ規制下では「その他有価証券評価差額金」が「Tier 1」に算入されず、会計上の負債であっても期限付劣後債などの商品が「Tier 2」に算入されるなどの取扱いとなっていた

(出所) 当社作成

■ 図表2-3-3 バーゼルⅡ規制下の自己資本の額

資本調達手段の種類	連結B/S	出資者の法的地位	算入限度
基本的項目 (Tier 1): 2007年時点の銀行告示の第5条等			
普通株式	株主資本	普通株式の株主	限度なし
非累積的永久優先株	株主資本	種類株式の株主	償還蓋然性により異なる
新株予約権	新株予約権	新株予約権者	限度なし
海外SPC発行の非累積的永久優先出資証券	少数株主持分	子会社等の出資者	算入限度額あり
補完的項目 (Tier 2): 2007年時点の銀行告示の第6条等			
Upper Tier 2	永久劣後ローン	借入金	合計してTier 1の100%まで
	永久劣後債	社債	
Lower Tier 2	期限付劣後ローン	借入金	合計してTier 1の50%まで
	期限付劣後債	社債	
	期限付優先株	株主資本	

(出所) 当社作成。なお、表中の用語は現行の告示・会計基準等と異なっている場合がある

② 未実現損益の取扱い

バーゼルⅡ規制下では、有価証券等の未実現損益については、国際統一基準行と国内基準行で異なるものの、「含み損の場合は」取扱いを確認してみましょう（図表 2-3-4）。

■ 図表 2-3-4 バーゼルⅡ規制下での有価証券の含み損益の取扱い

銀行の区分	含み益	含み損
国際統一基準行	<ul style="list-style-type: none"> 「その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した金額」がプラスの場合は、最大でその 45%相当額を Tier 2 に算入可能 その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損益があり、その金額が正の値の場合、その金額の 45%相当額も Tier 2 に算入可能 繰延ヘッジ損益は税効果会計が控除された後のベースであり、銀行自己資本告示上は（なぜか）税効果控除後ベースの 45%となっているが、その根拠は不詳 	<ul style="list-style-type: none"> 「その他有価証券評価差額金」がマイナスの場合は当該金額を Tier 1 から控除 その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損益がある場合、Tier 1 から控除する金額は「その他有価証券評価差額金と繰延ヘッジ損益の合計額が負の場合」の当該金額
国内基準行	—	—

（出所） 2007 年時点の銀行自己資本告示第 5 条、第 6 条、第 28 条、第 29 条等を参考に当社作成

これを、繰延ヘッジ損益を考慮しない場合についてまとめると、図表 2-3-5 の通りです。

■ 図表 2-3-5 一定条件下での「その他有価証券」に係る含み損益

	含み益	含み損
国際統一基準行	含み益の 45%相当額まで Tier 2 算入可	含み損の約 60%を Tier 1 から控除する必要
国内基準行	—	含み損の約 60%を Tier 1 から控除する必要

（出所） 当社作成。なお、「含み損」の取扱いの記述が「約 60%」となっている理由は、バーゼルⅡ告示が適用されていた頃の大会社に対する法定実効税率が約 40%だったことによるもの

③ バーゼルⅡとわが国における金融危機対応

2008 年 9 月に発生した金融危機（いわゆるリーマン・ショック）を受けて、わが国の金融庁は同年 12 月 11 日に「銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例」を公表。含み損益に関する取扱いを変更しました（図表 2-3-6）。

■ 図表 2-3-6 バーゼルⅡの弾力化

	含み益	含み損
国際統一基準行	零リスク・ウェイト債券に関する含み損を Tier 1 から控除しない取扱いを導入した場合、当該零リスク・ウェイト債券に関する含み益を Tier 2 に算入することはできない	零リスク・ウェイト債券についてのみ、含み損が発生していても、その含み損の税効果考慮後の金額を Tier 1 から控除しないとする取扱いを選択適用することができる
国内基準行	—	その他有価証券評価差額金がマイナスだった場合であっても、当該金額を Tier 1 からは控除しない取扱いとする

（出所） 金融庁の 2008 年 12 月 11 日付報道発表資料等より当社作成

(3) バーゼルⅢの登場

① 主な金融規制の流れ

2008年に発生したリーマン・ショックを契機に、国際的な当局による金融規制の変革が進行しています。また、銀行のみならず、証券市場や保険業などに対しても、国際的な、または各国の規制当局による広範囲な規制の見直しが進められています（図表3-3-1）。

■ 図表3-3-1 主な金融規制の流れ

	項目	主な内容	導入時期
バーゼルⅢテキスト等	バーゼルⅢ規制（国際統一基準行）	自己資本比率の「分子」を中心に、CET1、AT1、T2などの概念を導入し、併せてCET1規制を強化するもの。また、デリバティブ等に関するCVA等の規制も導入	2013年
	国内バーゼルⅢ規制（国内基準行）	国際統一基準行に対するバーゼルⅢの導入を受けて、国内行についてもそれと平仄を併せる規制を導入するもの。ただし、自己資本の定義はバーゼルⅡ規制時代と比べて簡素化されている	2014年
	資本バッファ	国際統一基準行における資本バッファ（資本保全バッファ比率とカウンター・シクリカル・バッファ比率の合計値）	2016年～
	レバレッジ規制	リスク・アセット・ベースではない、自己資本に対するバランスシートの規模を規制する比率。当面の要求水準は3%以上	2018年
	LCR/NSFR	主に国際統一基準行を対象に、短期的・長期的な預金流出リスクを規制するもの	2015年 2018年
BCBS・その他の論点	標準的手法（SA）の見直し	外部格付への自動的な依存を配するなど、標準的手法（SA）採用行における「自己資本の分母」項目の見直し	未定
	資本フロア	内部格付手法（IRB）採用行における、SA採用行との信用リスク・アセット等の乖離を抑制する基準	未定
	銀行勘定の金利リスク（IRRBB）	現行「第二の柱」の対象とされている銀行勘定における金利リスクについて、「第二の柱」の位置付けのまま規制を強化するもの	2018年
	オペレーショナル・リスクの見直し	オペレーショナル・リスクに関する基礎的手法について見直すとともに先進的手法を廃止する	未定
	証券化商品に関する規制	バーゼルⅡ規制における証券化商品に関する外部格付への機械的な依存やクリフ効果の緩和等を目的とした証券化商品規制の見直し	2018年
	トレーディング勘定の抜本的見直し	トレーディング勘定とバンキング勘定との間の「資本アービトラージ」を抑制するもの。部分的に会計基準上の保有目的区分の無効化も含む	2019年
	大口与信規制	現行「第二の柱」の対象とされている大口エクスポージャー等に関するソフト・リミット規制を、「第一の柱」のハード・リミット規制に変更するもの	2019年
その他規制	大口信用供与等規制	銀行法第13条に定める信用供与等規制の大幅な強化と対象範囲の拡大。なお、国際的な大口与信規制との統合を踏まえ、ファンドのルックスルー等の取扱い等、導入が見送られた項目も。	2014年 11月
	デリバティブ規制	一定の店頭デリバティブ取引に関する中央清算機関（CCP）への清算集中義務と、非中央清算デリバティブに関する証拠金（VM/IM）規制	2012年～
	米FATCA法対応	米国居住者の外国税務コンプライアンス（FATCA）法。わが国では不同意米国口座及び不参加金融機関へ支払われた外国報告対象金額についての情報を国税庁等に提供する仕組みが存在	2015年～
	G-SIBsに対するTLAC規制等	G-SIBsに該当した場合の資本賦課（上記資本バッファに追加）。また、自己資本に加えて損失吸収条項付の負債を発行することなどを義務付けるもの	2019年～
	米ボルカー・ルール	銀行等の事業体に対し、「リスクが高い」とされる一定の取引（自己勘定取引やファンド投資活動等）を行うことを原則として禁止するもの。外国銀行（例：邦銀）の場合、米国に支店・現地法人等を設けている際にボルカー・ルール上の「銀行事業体」の認定を受けるが、「完全な米国外（いわゆるSOTUS）」要件を充足する場合など、適用の除外規定も設けられている	2014年～

（出所） 当社作成

② バーゼルⅢ規制における「自己資本」の定義

BCBSが2010年12月に公表した「バーゼルⅢテキスト」によれば、自己資本は3つの構成要素にわかれ、さらに厳格化されることになりました（図表3-3-2）。

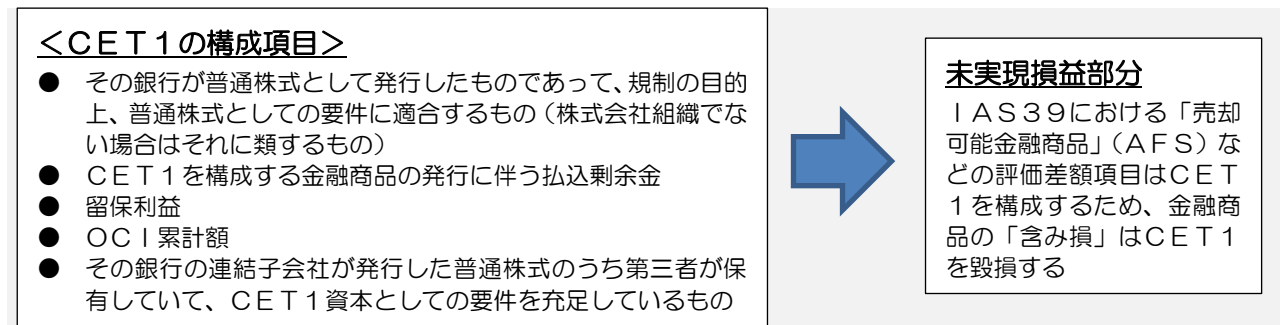
■ 図表3-3-2 バーゼルⅢ規制上の自己資本の定義（国際統一基準）

区分	バーゼル原文	最低水準	略語
普通株式等Tier 1資本	Common Equity Tier 1 Capital	4.5%以上	CET 1
その他Tier 1資本	Additional Tier 1 Capital	—	AT 1
Tier 1資本	Tier1 Capital	6.0%以上	T 1
Tier 2資本	Tier2 Capital	—	T 2
総資本	Total Capital	8.0%以上	—

（出所） バーゼルⅢテキスト、銀行自己資本告示等を参考に当社作成

特に「普通株式等Tier 1資本」部分については、未実現損益部分（いわゆるOCI累計額）が含まれるとともに、公的資金の資本算入要件を制限し、資本の相互持合いに対する厳格な自己資本控除の規定などが設けられています（図表3-3-3）。

■ 図表3-3-3 CET 1の厳格化



（出所） バーゼルⅢテキスト（<http://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf>）より当社作成

③ IFRS 9に対する牽制

BCBSは金融商品会計についてもいくつかのガイダンスを公表しており、その中でIFRS 9を強く牽制しています（図表3-3-2）。

■ 図表3-3-2 BCBSによるIFRS 9への牽制

項目	概要	備考
予想信用損失アプローチ	BCBSは2015年12月に「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」を公表。予想信用損失（expected credit loss, ECL）会計に関するIFRS 9の不備を受け、詳細な付属文書（Appendix）を設けた上で、金融規制の健全性規則の適切な運用を促している	当資料作成日時時点でIFRS 9自体は欧州連合（EU）の領域内で発効していない。なお、米国FASBは2016年6月に、会計トピック「信用損失」（Credit Loss）を公表している
マーケット・リスク	2016年1月14日付で、最終規則「マーケット・リスクの最低所要自己資本」(原題: Minimum capital requirements for market risk) を公表し、バンキング勘定とトレーディング勘定の定義を改善することで、銀行のリスク管理実務を尊重しながらも両勘定間での制度アービトラージを制限することとした	「銀行はトレーディング勘定に含まれた商品を日々、時価評価し、その評価差額を当期の損益として計上しなければならない」とされており、IFRS 9上は「償却原価区分」等に含まれているにもかかわらず、バーゼル規制上、トレーディング勘定に含まれる金融商品が発生する可能性がある

（出所） 当社作成

【コラム③】 キャピタル・アービトラージ

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は時々、「キャピタル・アービトラージ」という用語を用いて、銀行等が行う「資本裁定取引」に対する警戒を示しています。BCBSは2016年6月時点においても、「キャピタル・アービトラージについて」（原題：Statement on capital arbitrage transactions）とする短い声明文を公表しています（図表3-3-3）。

■図表3-3-3 資本アービトラージ

原文	仮訳
Since the publication of Basel III in 2010, Basel Committee members have received numerous requests to review or approve transactions that seek to alter the form or substance of items subject to regulatory adjustments, which are outlined in paragraphs 66 to 90 of the Basel III standard. These include, for example, proposals for structured transactions that result in deferred tax assets being reclassified as a way of seeking to avoid their deduction from the calculation of regulatory capital.	バーゼル委員会のメンバーは2010年のバーゼルⅢテキストの公表以来、基準第66項から90項に示された「自己資本控除」既定の見直し、あるいは例外の承認などに関する数多くの要望を受け取った。これらの中には、例えば、繰延税金資産を規制上の自己資本から控除することを避けることを目的としたストラクチャード商品といったスキームが含まれている。
Transactions that are designed to offset regulatory adjustments employ a variety of strategies. For example, these may include: (1) the issuance of senior or subordinated securities with or without contingent write off mechanisms; (2) sales contracts that transfer insufficient risk to be deemed sales for accounting purposes; (3) fully-collateralised derivative contracts; and (4) guarantees or insurance policies. These types of transactions pose a number of risks. They can be complex, artificial and opaque. They can include legal risk and be untested in their ability to fully address the underlying rationale for the regulatory adjustment. Furthermore, they can have the effect of overestimating eligible capital or reducing capital requirements, without commensurately reducing the risk in the financial system, thus undermining the calibration of minimum regulatory capital requirements.	規制上の自己資本控除を回避するための投資戦略は多岐にわたる。たとえば、①損失吸収条項を欠いた優先債や劣後債の発行、②会計上は売却とみなされるがリスク移転が不十分な契約、③完全な担保付のデリバティブ契約、④保証、保険証券などがある。これらの取引には多くのリスクが伴うし、時として複雑で人為的、さらに不透明である。これらには法的リスクが内包されていることがあり、規制上の調整に当たっての理論的根拠も十分とは限らない。それに加え、こうした取引は、規制当局が意図した金融システムにおけるリスク低減を潜脱し、自己資本の嵩上げや自己資本控除すべき金額の減額といった効果をもたらしかねず、規制当局が最低自己資本比率規制を導入した趣旨を没却しかねない。
Banks should therefore not engage in transactions that have the aim of offsetting regulatory adjustments. Any such transactions will be subject to careful supervisory scrutiny in the evaluation of risk transfer and the assessment of capital adequacy.	銀行は規制上の調整を潜脱することを目的とした取引を行ってはならない。もしこれらの取引が存在した場合は、規制当局としてはリスク移転がなされているかどうか、及び資本水準の適切性を慎重に検討することになる。

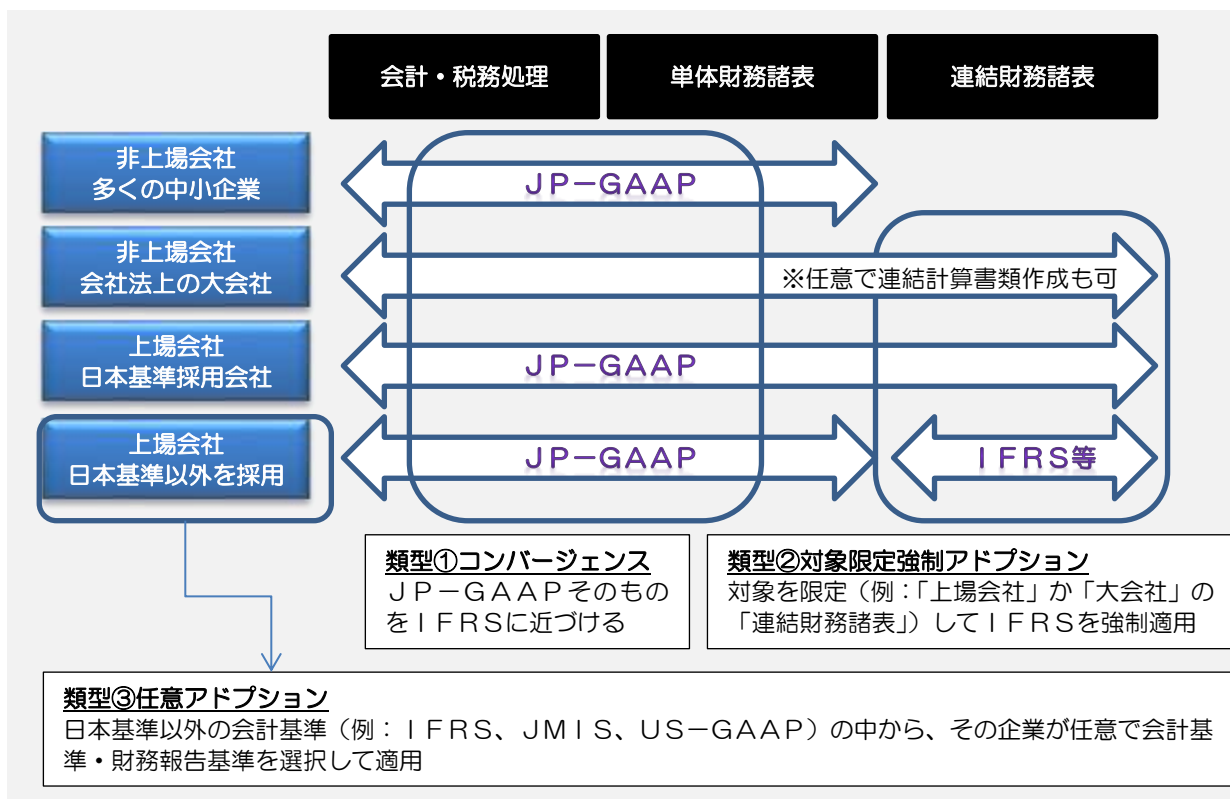
（出所） Basel Committee newsletter No 18 (http://www.bis.org/publ/bcbs_n18.htm) より当社作成

こうした声明文がBCBSのウェブサイトから発出されているという事実は、一部の金融機関において「キャピタル・アービトラージ」と見られる取引が横行している可能性を示しているといえるかもしれません。

4 IFRSのわが国への影響

IFRSにおける金融商品会計の議論がわが国にどのような影響を与えるのかを検討する前に、わが国がIFRSと「どのようにつきあうのか」について、3つのタイプを確認しておきましょう（図表4-1）。

■ 図表4-1 IFRS適用を巡る3つのタイプ



(出所) 当社作成

■ 図表4-2 類型別影響度合い

類型	意味合い	影響度合い	備考
コンバージョン	日本の会計基準（いわゆるJP-GAAP）をIFRSに作り替える作業	上場会社・非上場会社の区別なくIFRSの考え方が導入されるため、影響度合いは極めて大きい	金融庁・ASBJなどが法人税基本通達等との整合性を確保するよう動いている形跡はない
強制アドプション	対象を限定し（例えば上場会社の連結財務諸表のみ、など）、IFRSによる開示を義務付けること	会計基準のコンバージョンと比べると影響は上場会社に留まるものの、IFRS自体、曖昧な記述が多く、社会的混乱は必至	2011年6月の「自見談話」により、事実上、「強制アドプション」の議論は終了か？
任意アドプション	IFRS適用要件を緩和し、いわば「適用したい会社が適用する」仕組み	IFRSやJMISを適用するかどうかは個別企業が選択する形を取るため影響は限定的	M&Aの多い業界などを中心に100社程度（適用表明企業を含む）

(出所) 当社作成

現状、わが国ではIFRSについては「任意アドプション」に舵を切った形となっており、例えばASBJや金融庁、国税庁などが会計基準や税法をIFRSに作り替える、などと公表している事実はありません。

以上

I F R S と金融危機

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-804
TEL 03-5341-4901
FAX 03-5341-4960
当社メールアドレス info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社 4年間、金融機関の証券取引法監査等に従事
2004年 公認会計士開業登録
2006年 みずほ証券株式会社入社 9年間、債券営業部門にて金融機関向けソリューション営業に従事
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立（現在に至る）、株式会社 Stand by C 顧問に就任

【主な著書】

（単行本）

『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』（共著）中央経済社、2012年
『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年
『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』（共著）中央経済社、2014年
『外債建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年

（雑誌寄稿）中央経済社「旬刊経理情報」

『外債投資戦略と会計上の問題点』2016/02/10 (No.1437)
『利息にマイナスが適用された場合の経理処理を考える』2016/04/01 (No.1442)
『マイナス金利の導入による債券を巡る会計処理への影響』2016/03/10 (No.1440)
『外債投資・ヘッジ戦略と会計上の問題点』2016/06/10 (No.1448)

2016年7月28日 発行

著者 合同会社新宿経済研究所

©合同会社新宿経済研究所 無断複製を禁ずる